

公 示 日 : 2021 年 4 月 7 日

調達管理番号 : 21a00118

国 名 : マラウイ

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

調 達 件 名 : マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト
(水道事業体ナレッジシェアリング／域内連携促進)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 水道事業体ナレッジシェアリング／域内連携促進
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 5 月下旬から 2021 年 11 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 3.00M/M、国内 1.00M/M、合計 4.00M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 14 日、現地業務 45 日、国内整理 3 日本業務においては、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
 - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
 - (3) 提 出 期 限 : 4 月 28 日 (水) (12 時まで)
 - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2021 年 5 月 18 日 (火) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- ① 業務の実施方針等： (20 点)
 - ② 業務実施の基本方針 16 点
 - ③ 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (1) 業務従事者の経験能力等： (80 点)
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

| | |
|----------|--|
| 類似業務 | 水道分野でのナレッジシェアリングまたはキャパシティ・ディベロップメントに係る業務 |
| 対象国／類似地域 | アフリカ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マラウイ共和国の首都リロングウェ市は、人口増加率が 4.3% (1998 年と 2008 年の国勢調査より JICA が算定) であり同時期の人口増加率の全国平均 2.8% (前述の方法により JICA が算定) を上回っており、人口増加に伴う水需要の増加が著しい。リロングウェ市の水需要量 (123,211m³/日 (2015 年)) (出典：国家水資源マスタープラン) はリロングウェ水公社 (Lilongwe Water Board。以下「LWB」という。) の生産水量 (92,441m³/日 (2015 年)) (出典：LWB Annual Report (2015/2016)) を大きく上回っている。加えて、給配水管の施工不良や老朽化による漏水の増加も水需給をさらに逼迫させる要因となっている。また、これらに加えメータの誤検針や違法接続等による請求されていない水も含めた無収水率は 2015 年において 36% に及んでいる (出典：LWB Strategic Plan 2015-2020)。このような水需給バランスの悪化により、2010 年までは 24 時間であった一日当たりの給水時間も、2015 年には 18 時間 (LWB Strategic Plan 2015-2020) と減少傾向にある。このような中、マラウイ国政府は、「マラウイ国家成長・開発戦略 2017-2022」 (MGDS III) の中で、5 つの重点分野の一つとして「農業、水

資源開発、気候変動対策」を位置付けている。リロングウェ市の新規水源として大規模ダム開発や地下水開発も計画されているものの、資金確保等に苦慮しており、必ずしも順調には進んでいない。このため、リロングウェ水公社（LWB）は、既存水源を最大限効率的に活用することとし、「LWB Strategic Plan 2015-2020」において、無収水率を2020年までに28%に削減することを目標として、無収水削減に取り組んでいる。このような背景に基づき、JICAはマラウイ政府の要請に応じリロングウェ市における水利用効率の改善を目的として、「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を実施している。

本プロジェクトは2019年6月に開始し、2023年6月までの実施が予定されている。これまでに無収水削減計画の作成や、無収水削減に係るパイロット活動・研修等に取り組んできた。今後、無収水対策に係る知見のLWB組織内外への共有を目的とし、知見の共有手順について取り決めた Knowledge Sharing Strategy on NRW を活用し、他の水道事業体への知見の共有を推進していく。また、マラウイ、ルワンダ、ケニア3か国で実施されているJICAの技術協力の実施機関同士の学び合いを推進するため、2018年から実施している域内連携ワークショップについて、期間中に第3回の実施にかかる助言・指導を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、チーフアドバイザーの総括のもと、リロングウェ水公社（LWB）をカウンターパート機関とし、成果3（LWBの無収水対策に係る知見の組織内外への発信・共有能力が向上する）の成果発現に向けた活動を推進すると共に、ケニア¹・ルワンダ²の水道事業体との協力で行う第3回域内連携ワークショップ実施にかかる助言・指導を行う。あわせて、チーフアドバイザーのプロジェクト運営や技術指導の補佐、プロジェクトのモニタリングの一環として実施される第5回合同調整委員会(Joint Coordinating Committee: JCC)の開催の準備・支援を行う³。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）第1次国内準備期間（2021年5月下旬）

- ① 既存のJICA報告書、プロジェクト作成資料（モニタリングシート、「Knowledge Sharing Strategy on NRW」等）、他開発パートナー報告書、マラウイ政府作成の関連報告書等を参照し、マラウイの水道事業の

¹ 「無収水削減能力向上プロジェクト」の実施機関エンブ上下水道会社(EWASCO)が参加。

² 「キガリ市無収水対策プロジェクト」の実施機関ルワンダ上下水道公社(WASAC)が参加。

³ 本プロジェクトには業務調整を担当する専門家が派遣中であるが、2021年6月に派遣期間が終了する為、同専門家が不在の期間、プロジェクト運営を補佐する。

現状と課題、日本が実施してきた協力の概要を把握する。

- ② JICA 地球環境部、マラウイ事務所及び派遣中の長期専門家と連絡・調整の上、これまでの成果 3 に関する活動の進捗を確認し、現地における業務内容を整理する。また必要に応じて、LWB のカウンターパートとオンライン会議を通じて、成果 3 の活動の進捗状況を確認し、今後の活動方針等を確認する。

<成果 3 の活動>

1. LWB 組織内外に無収水削減に係る取組みを共有する戦略を検討する。
 2. 無収水削減に係る計画作成の結果（成果 1）を LWB 組織内外に定期的に共有し、フィードバックを受ける。
 3. パイロット活動の結果（成果 2）を LWB 組織内外に定期的に共有し、フィードバックを受ける。
- ③ 現地業務工程表（案）を含む全体の業務ワークプラン（英文）を作成し JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、マラウイ事務所にもデータを送付する。
 - ④ 必要に応じて、プロジェクトチームが実施する定例会等にオンライン会議を通じて参加する。

（2）第 1 次現地業務期間（2021 年 5 月下旬～2021 年 7 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA マラウイ事務所、カウンターパート機関にワークプランを提出する。
- ② カウンターパートが行う次の活動について助言・指導を行う。
 - 1) 成果 3 において策定された「Knowledge Sharing Strategy on NRW」の進捗状況を確認し、同戦略に係る今後の活動計画を調整・推進する（活動 3.1 関連）。
 - 2) 本プロジェクトで作成支援した標準作業手順書(SOP: Standard Operation Procedure) の取り扱いに係るルールの策定状況を確認し、同ルールの普及計画を検討する（活動 2.17 関連）。
 - 3) 無収水削減対策のナレッジシェアリングに係る国内関連機関とのワークショップの開催を支援する（活動 3.2 及び 3.3 関連）。
 - 4) プロジェクト活動が LWB の年度予算と連携して実施される体制づくりに係る活動を支援する（活動 1.7 関連）。
 - 5) LWB 本部及び南部事務所を対象とした NRW 削減に係るプロジェクト中間時点でのキャパシティアセスメントを実施し、これまでのプロジェクト活動の進捗を確認する。また、LWB 人材部が実施している職員研修計画の課題を整理・分析し、必要に応じてキャパシティアセスメントの分析結果に基づいた職員研修計画の改善を提案す

る（活動 1.2 及び 2.2 関連）。

- ③ チーフアドバイザーが行う次の活動について共同・補佐する。
 - 1) プロジェクトの運営管理、他の専門家への指導並びに助言、LWB や現地関係機関、他開発パートナーとの協議等の活動を補佐する。
 - 2) 上記の成果 3 の活動の推進に加え、成果 1 及び成果 2 の活動の進捗管理、及び、他の専門家への指導並びに助言について、チーフアドバイザーを補佐する。
- ④ プロジェクト活動に伴う支出に関する経理業務、事業用物品管理、庶務を行う。現地業務期間中は臨時会計役を担う。本プロジェクトに係る調達・現地活動・専門家派遣、本邦研修等にかかる各種手続きについて、JICA と協力して円滑な運営に協力する。
- ⑤ JICA マラウイに現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 2 次国内準備期間（2021 年 7 月中旬から 8 月上旬）

- ① プロジェクトチームが実施する定例会等にオンライン会議を通じて参加し、プロジェクト全体の進捗管理を支援する。
- ② プロジェクトの円滑な実施に必要な措置を講じるにあたり、カウンターパートおよび日本側関係機関との連携・調整等、チーフアドバイザーを支援する。
- ③ オンライン会議を通じて、成果 3 の活動の進捗をフォローする。また、域内連携ワークショップ参加に向けた事前準備を行う。
- ④ オンライン会議を通じて、第 5 回 JCC の開催に必要な業務・準備を行う。

(4) 第 2 次現地派遣期間（2021 年 8 月中旬～9 月下旬）

- ① カウンターパートが行う次の活動について助言・指導を行う。
 - 1) 成果 3 において策定された「Knowledge Sharing Strategy on NRW」の実施進捗を確認し、同戦略に基づく活動計画を推進する（活動 3.1 関連）。
 - 2) ケニアで開催予定の第 3 回域内連携ワークショップへの参加準備を行い、カウンターパートと共に域内連携ワークショップに参加する（活動 3.1 及び 3.2 関連）。
 - 3) 成果 3 のこれまでの活動実績と目標に鑑み、今後の課題と対応策を整理し、チーフアドバイザーおよび LWB と協議する。
- ② チーフアドバイザーが行うプロジェクト運営・進捗管理、LWB との協議、他の専門家への指導並びに助言等の活動を補佐する。
 - 1) チーフアドバイザーを補佐し、9 月に開催予定の第 5 回 JCC の実施

に向けた準備を行う。

- 2) プロジェクト計画の進捗状況の管理、実績の取りまとめを行うと共に、課題を整理し、必要に応じて活動・投入計画の変更を行う。
 - 3) 第5回 JCC の開催を支援・出席し、内容を議事録にまとめる。
 - 4) プロジェクト計画の修正が生じた場合、カウンターパートおよび日本側関係機関との連携調整、修正計画案、投入計画の変更計画作成等においてチーフアドバイザーを補佐する。
 - 5) ①示す成果3の活動の推進に加え、成果1及び成果2の活動の進捗管理、及び、他の専門家への指導並びに助言について、チーフアドバイザーを補佐する。
- ③ プロジェクト活動に伴う支出に関する経理業務、事業用物品管理、庶務を行う。現地業務期間中は臨時会計役を担う。本プロジェクトに係る調達・現地活動・専門家派遣、本邦研修等にかかる各種手続きについて、JICA と協力して円滑な運営に協力する。
 - ④ 現地業務完了に際し、JICA マラウイ事務所に現地業務結果を報告する。
- (5) 帰国後整理期間 (2021年10月上旬)
専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン(全体)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
英文3部(JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所、C/P機関へ各1部)
- (2) 専門家業務完了報告書(和文3部)
2021年10月8日までに提出。
現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を、JICA地球環境部及びマラウイ事務所に提出し、報告する。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒
日本を標準とします。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。本業務
においては1~3回の渡航により業務を実施することを想定しており、具
体的な調査業務日程は提案が可能です。

但し、第2次派遣として記載されている2021年8月中旬~9月下旬に
ついては、第5回JCCおよび第3回域内連携ワークショップが予定さ
れていることから派遣が必須の期間とします。

現地 M/M、国内 M/M は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限としま
す。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームに係る業務体制は、以下の通りです。

下記の専門家は、リロングウェ水公社内の執務スペースで作業してい
ます。

- 長期専門家 2名（チーフアドバイザー／無収水管理、キャパシテ
ィ・ディベロップメント/ナレッジマネジメント／業務調整⁴）

- 短期専門家

（コンサルタント）

- 1) 業務主任／給配水管布設・修繕
- 2) 漏水探知・管理
- 3) 顧客対応/広報
- 4) メータ検針/料金請求
- 5) 機材調達・管理
- 6) BCP(事業継続計画)作成支援

このうち、チーフアドバイザー／無収水管理は、自治体の協力を得て
の人材で、現在派遣中です。本プロジェクトは、多様な関係者により実
施されているため、本契約業務に従事するコンサルタントは、これら専
門家とも情報共有を行い円滑なコミュニケーションを図りながら業務
に従事してください。

⁴ 同分野を担当する長期専門家は2021年6月で派遣期間が終了する予定。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジするが、一部、本契約に従事するコンサルタントがアレンジ。
- カ) 執務スペースの提供：リロングウェ水公社内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 地球環境部水資源グループにて配布しますので、gegwt@jica.go.jp に送信願います。なお、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

- ・ Monitoring Sheet Ver.3
- ・ Knowledge Sharing Strategy on NRW (案)
- ・ 域内連携ワークショップ報告書
- ・ マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト業務完了報告書(第1期)

- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ マラウイ共和国 リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000033220.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な

な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上